

貨物等省令 21 条 1 項改正案の整理

1. 本稿の趣旨

2020 年 10 月 15 日に示された改正草案のうち 21 条 1 項部分は、書きぶりが入り組んでいて、私などには理解が容易ではありません。「わかった」と思う瞬間もありますが、しばらくすると忘れてしまう) 『CISTEC ジャーナル』3月号の 11~12 頁に、改正の発端になった WA2019 の変更箇所解説がありますが、これを見ても省令とのつながりがすぐには見えず、難渋しています。

これではイカンと思い、整理整頓を試みることにしました。

一般に技術・プログラム規制のうち(「はみ出し技術」を除く)大部分の条項は、「特定の規制品目の設計・製造・使用に関係する」ものを規制対象に定めています。それらの条項は、「他品目の規制から派生」というスタイルで規制を行っているわけです。本稿でも「**根っこにある規制品目**」を押さえた上で、そこから「派生した規制」すなわち、その「**設計・製造・使用に関係する**」条項を捜すという順序で話を進めます。

2. そもそもの発端は WA の 5.A.4.b 規制新設

新設の 5.A.4.b に対応する貨物等省令条項は 8 条十一号ロ。

<p>5. A. 4. b. Items, not specified by 4.A.5. or 5.A.4.a., designed to perform all of the following:</p> <ol style="list-style-type: none">1. 'Extract raw data' from a computing or communications device; and2. Circumvent "authentication" or authorisation controls of the device, in order to perform the function described in 5.A.4.b.1. <p>Note 2 5.A.4.b. does not include:</p> <ol style="list-style-type: none">a. Debuggers, hypervisors;b. Items limited to logical data extraction;c. Data extraction items using chip-off or JTAG; ord. Items specially designed and limited to jail-breaking or rooting.

8 条十一号ロ (10 月改正案)

電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの(イ又は省令第七条第五号に該当するものを除く。)であって、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証や認可、コントロールを迂回することができるもの(電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の(一)から(四)に掲げるものを除く)

- (一) デバッカー、ハイパーバイザー
- (二) 論理データ抽出に限定されたもの
- (三) チップオフや J T A G を使用してデータ抽出するもの
- (四) ジェイルブレイキング又はルート化用に特別に設計されたもの

WA ではこの新設にともなつて、「同等機能を実現するソフト」、「設計・製造・使用に関係する」ソフトの規制を追加しています。

なお Technology の規制は追加されませんでした。(設計製造使用技術の規制 5.E.2.a.はその Note で「5.A.4.b., 5.D.2.a.3.b. or 5.D.2.c.3.b.」を対象外と定めている)

3. 関連プログラムの規制を俯瞰しよう

今回の改正部分も含めて、WA のカテゴリ-5-2 (セキュリティ) のソフト規制について、「根っこにある規制品」を軸に「派生した規制」をたどってみましょう。

3-1 技術・ソフトにも「根っこに当たる規制品」はある

それは「規制貨物同等機能のソフト」です。

「同等機能ソフト」の規制とは、規制非該当貨物にそのソフトを搭載したら、規制該当貨物の機能になってしまうようなソフトを規制する規定です。(一般には、そのソフトをソースリストとして、又は記録媒体に入れて対外提供するときに規制されます。但し WA では搭載後の機械装置の輸出は、ソフトの対外提供とされません。これは一般の機械装置…例えば自動車…は記録媒体と見なされなためです。☞ 詳しくは安全保障貿易学会 21 回研究大会報告 https://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu21/00-01_yonemitu.pdf を参照)

5.D.2.b と 5.D.2.c が「規制貨物同等機能のソフト」の規制です。

5. D. 2. b. "Software" having the characteristics of a 'cryptographic activation token' specified by 5.A.2.b.;

※ 省令 21 条 1 項十六号に相当

5. D. 2. c. "Software" having the characteristics of, or performing or simulating the functions of, any of the following:

1. Equipment specified by 5.A.2.a. (≒8 条九号イ) , 5.A.2.c. (≒8 条九号ハ) , 5.A.2.d. (≒8 条九号ニ) or 5.A.2.e. (≒8 条九号ホ) ;

Note 5.D.2.c.1. does not apply to "software" limited to the tasks of "OAM" implementing only published or commercial cryptographic standards.

2. Equipment specified by 5.A.3 (≒8 条十号) .; or

3. Equipment, as follows:

a. Equipment specified by 5.A.4.a.(≒8 条十一号イ);

b. Equipment specified by 5.A.4.b.(≒8 条十一号ロ)

※ 上記 1、2、及び 3a 省令 21 条 1 項九号に相当。3b は九号の二に相当

上記のうち、赤文字で表示した **5.D.2.c.3.b.(≒8 条十一号ロの同等機能ソフト)**が、WA2019 での追加規制です。

3-2 「根っこから派生」の規制は 5.D.2.a

「根っこ」に当たる規制品（規制貨物、それと同等機能のソフト）についてはここまで見てきた通りですが、今度は「そこから派生するソフト」の規制を見ていきましょう。

WA 細目	その「根っこ」にある規制品	省令で左記に関するプログラム規制		
		その設計	その製造	その使用
5.D.2.a.1	5.A.2.貨物 (8条九号貨物)	21条1項 七号	21条1項 七号	21条1項 八号の二
	5.D.2.c.1 ソフト…5.A.2.と同等機能 のソフト (21条1項九号プログラムの一部)	21条1項 七号	21条1項 七号	21条1項 八号の二
5.D.2.a.2	5.A.3.貨物 (8条十号貨物)	21条1項 七号	21条1項 七号	21条1項 八号の二
	5.D.2.c.2.ソフト…5.A.3.と同等機能 のソフト (21条1項九号プログラムの一部)	21条1項 七号	21条1項 七号	21条1項 八号の二
5.D.2.a.3.a	5.A.4.a.貨物 (8条十一号イ貨物)	21条1項 七号	21条1項 七号	21条1項 八号の二
	5.D.2.c.3.a.ソフト…5.A.4.a と同等 機能のソフト (21条1項九号プログラムの一部)	21条1項 七号	21条1項 七号	21条1項 八号の二
5.D.2.a.3.b	5.A.4.b.貨物 (8条十一号ロ貨物)	21条1項 七号の二	21条1項 七号の二	21条1項 八号の三
	5.D.2.c.3.b.ソフト…5.A.4.b と同等機 能のソフト (21条1項九号の二プログラム)	21条1項 七号の二	21条1項 七号の二	21条1項 八号の三

赤文字で示した部分が WA2019 及び今回の改正省令で追加されたソフト/プログラムの規制です。

4. あらためて改正省令案を一覧

七号の二、八号の三、九号の二が今回新設の「5.A.4.b と 5.D.2.c.3.b.関連規制」条項が今回新設されたものです。他は以前からあった規制で、「今回の新設条項関連のものを除く」旨の括弧書きを加えることで、新設条項との重複を避けるというのが、改正内容です。

貨物等省令 21 条 1 項改正案	備考
二の二 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（ <u>同条第十一号ロに該当するものを除く。</u> ）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	・左記は 5.A.4.b・5.D.2.c.3.b.追加に直接の関係なし。
三 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（ <u>同条第十一号ロに該当するものを除く。</u> ）の使用に必要な技術（プログラムを除く。）	
七 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム（ <u>第七号の二に該当するものを除く。</u> ）	
<u>七の二 第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は改造するために設計したプログラム</u>	・「5.A.4.b.貨物と 5.D.2.c.3.b.ソフト」の「設計・製造・使用ソフト」を規制する 5.D.2.a.3.b に対応する条項。(使用ソフトは八号の三で規制) ・但し WA 条文は「specially designed or modified for the "development", "production" or "use"」だから省令の「設計・又は改造するため設計した」は誤訳。
八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム（ <u>第八号の三に該当するものを除く。</u> ）	・左記は 5.A.4.b・5.D.2.c.3.b.追加に直接の関係なし。
<u>八の三 第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計したプログラム</u>	・「5.A.4.b.貨物と 5.D.2.c.3.b.ソフト」の「設計・製造・使用ソフト」を規制する 5.D.2.a.3.b に対応する条項。(設計・製造ソフトは七号の二で規制)
九 プログラムであって、第八条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）	・5.D.2.c.3.b.ソフトの規制条項

「8条十一号ロと 21条1項九号の二」がセットで語られるというところに、両者を「根っこ」として同格に近いものとする考え方があるように感じます。この線に沿って「同等機能のプログラム」は、貨物規制とは独立のものとして「はみ出し技術」の扱いをすることも考えてよいかもしれません。